

[夏合宿第1問]

Aは、東京都品川区に居住する80歳の男性で、日ごろ数字選択式宝くじであるロト6といった宝くじを頻繁に購入していた。

令和4年7月1日、Aに見覚えのない電話番号から電話が来た。Aが不審に思いながら電話に出たところ、ロト6の運営会社の当選者連絡係Xと名乗る男から、「この度は当社宝くじをご購入いただき、誠にありがとうございました。あなたは第400回目の当選者となりました。諸手続きをする前に、手続費用等として100万円を支払って頂けるでしょうか。現金を入れた紙袋をこちらに送っていただく方法をお願いします。」と言われた。

実際、このようなXの言葉は嘘で、Xは当選者連絡係ではなく、都内を中心に特殊詐欺を行っていた詐欺グループPの、いわゆる架け子で、Aをだまして100万円を交付させる目的で、このような電話をしたのであった。

Aは、最初は自分が当たったと信じ込んで喜んだが、冷静になって考えてみたら、今週はロト6を買っていないということに気づき、警察官Bと相談して、いわゆるだまされた振り作戦(振り込め詐欺の犯人からかかってきた電話に騙された振りをし、犯人が使用している携帯電話番号や預金口座番号等を聞き出して、その口座番号等を使用停止にするほか、犯人を誘き出して逮捕すること)を開始し、現金の代わりに偽の紙幣を入れた紙袋を、指定の住所に郵送した。

一方、XはYに対して、報酬を山分けすることを約束した上、指定の住所に行き、荷物の受領を依頼した。Yは、自分がいわゆる受け子(詐欺被害者から交付された物を受け取る者のこと)になったかもしれないと思いつつ、Xからの依頼を引き受け、Aから発送された現金が入っていない紙袋を受領した。

以上の事実関係の下、X及びYの罪責を検討せよ。なお、特別法違反は考慮しないこと。

参考判例：最高裁平成29年12月11日第三小法廷決定